



会社ヨコボレーションの家系図は、ペーシック（2系統）
39万円～。番号0120-11-3537

特集1 目に見えない資産を守る

相続専門の司法書士が気づいた 家系図の意義

人が介在してこそ
解決できる相続問題

門脇 司法書士というと、一般的には不動産や企業などの登記に関する仕事が中心です。しかし、私は独立当初から、いすれ相続を専門とする仕事をしようと思つてきました。各種の自動化が普及すれば、されど登記の仕事は必要なくなるだろう。ならば、人が介在しないと解決できない仕事をやろうと思ったわけです。

相続も手続きだけであれば、いずれ自動化されるでしょう。しかし、遺産分割や遺言など、人が間に入つて感情の揃り合わせが必要な仕事は必ず発生する。当時、相続だけに特化するといふのは、なかなか勇気だけである。上の世代から次世代に伝えて残すべき、「想い」や「家族の歴史」、早く財産を分けてくれ、といふ方方が本当に増えています。互いにがみ合つて、遺産分割が終わつたら、今後一切連絡は取らないといふやうや、そもそも私が仲介しなければ、交渉の席にすらついてくれないと、う事例もありました。私は、学校で「先代を敬う」と教えられた記憶はありませんし、そういうこと口にする人に、お目にかかることもほとんどありません。

日本は、戦後復興と高度経済成長を遂げるなかで、生活を向上させることを最優先にしてきた結果、本当に大切なことが失われてしまった。その結果、家族がバラバラになってしまった。「コロコロ」の時代から「コロコロ」ではないか。私はそう強く思つて

成し、その方の想いを相続人に代弁

することができるのですが、まったく伝わらないことがあまりにも多い。

故人の想いなんてどうでもいいか

事は必ず発生する。

相続だけに特

化するといふのは、なかなか勇気だけである。上の世代から次世代に伝え

やすく、しかも私が仲介しなければ、

早いもので子供たちが

抱き継ぐこと

だと思つたのです。

「日本人が見失ってしまった『家族の歴史や想いを引き継ぐ』。

という文化を取り戻す必要がある」。相続専門の司法書士がそう警笛を鳴らす理由と、その方法について、地主専門の資産防衛コンサルタントと共に語ってもらった。



左: 家系図つくじりで手縫本から読み取った情報は1冊にまとめて表紙に収められる。◆家族の歴史と世界の歴史をまとめた年表も入っている。

目に見えない資産を見える化する家系図

門脇 日本人が見失ってしまったご先祖様を大切にする。という、古くから当たり前のように伝えられた文化を取り戻すには、ご先祖様を日ごろから意識できるようになっておくことが重要だと思います。「知っている」とこと「意識すること」は別物。誰でも、自分に親がいる

実際、遺産分割や遺言の作成などで、家族間の争いに巻き込まれて、双方から恨まれることもあります。相続に関する揉め事は、悲惨な争いになることもあります。でも、だからこそ、人が介在しないと解決できないんです。そこに役に立つこそ、本当の意味で人の役に立つていると言えるのではないかと思うのです。

「引き継ぐ」ということの大切さ

松本 門脇さんのお仕事は、家族の歴史を引き継いでいくお手伝いというだけでなく、古き良き日本の文化を後世に伝えることに繋がっているのではないかでしょうか。例えば、私が家業に興味を持ったのは、單純に、自分の家の墓に「天保」や「文政」といった古い元号を見つけたのがきっかけです。自分の血が、江戸時代に繋がっていることに気づき、ご先祖様を知りたいと思った。そして家系図を作つてみたら、家族や両

親も喜んでくれたし、私自身もすごく嬉しかった。自分にはこんなにも多くのご先祖様がいて、自分の命は先祖代々、脈々と受け継がれてきたものなのだ。そう思うと自尊心も高まるし、責任感も湧いてきます。いかげんな気持ちで子どもに引き継ぐわけにはいかない、と思うようになった。自分は、歴史を後世に引き継いでいく。中繼点なのだ、と考える人が増えれば、古き良き日本の文化も引き継がれていくことでしょう。

実際、地主さんたちのお悩みを伺つてみると、不動産の権利やお金など、資産の見える化。大切です。我が家は興味を持ったのは、單純に、自分の家の墓に「天保」や「文政」といった古い元号を見つけたのが、家族の歴史を共有する。必要な、家族の歴史を守りたいと思っていても、その想いが子どもたち伝わっていないと、資産承継を円滑に進めるのは難しい。それが現実です。

門脇 それは私も日常頃から感じてゐることです。仕事柄、遺言書を作

りその親にも親がいるということは知っています。でも、常にそのことを意識している人は少ないはず。

先祖様を意識し、当たり前のことに感謝するため、役立つのが家系図

です。家系図とはいはば、家族の歴史

を見る化したものだからです。

もちろん、家系図を作れば相続で

の揉め事が起らない、とは言えま

せんが。けれど、相続の問題に対する向き合い方を変えたり、争いを緩和してくれる可能性はあると思って

います。何よりも、家族や親族間の

会話が増えますからね。

それに、家系図は日本人であれば、

誰でも作れます。よく「名家でもあ

るまいし」という方がいるのですが、

家柄は関係ありません。両親や祖父母

がいない人は一人もいませんからね。

世界でも戸籍制度はあるのは、日

本と台湾くらいだと言います。今

なら、明治初期の戸籍まで想るこ

とができますが、戸籍の保存期間は

150年と定められています。つま

る貴重な家族の歴史を記した資料は、

年を経ることに失われていってしまいます。

日本に生まれたからこそ

作れる家系図を、自分のため家族の

ために、ぜひ作っていただきたいと



門脇紀彦
相続法務成城事務所
代表取締役



松本隆宏
ライフマネジメント株式会社
代表取締役

中央大学 法学部卒。2006年司法書士試験合格。翌年独立開業。相続法務や信託法のスペシャリストである。これまでに600件以上の実績を有している。株式会社ヨコボレーション代表取締役。

法政大学 法学部卒。日大三高の中心選手として20年ぶりの甲子園へ導く。大手企業コンサルタントとして活躍。その真摯な姿勢と実績から顧客の支持は高い。